

省エネ設備導入支援制度

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 省エネルギー技術開発部

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）は、日本の産業技術とエネルギー・環境技術の研究開発及びその普及を推進する我が国最大規模の中核的な研究開発実施機関であり、非常に重要なミッションを担っています。

—産業競争力の強化—

我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ります。

—エネルギー及び地球環境問題の解決—

新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進します。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献します。

キーワード：京都議定書目標達成計画、省エネルギー、支援策、エネルギー使用合理化事業者支援事業

1. はじめに

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況下、2005年2月、地球温暖化防止京都会議で採択された京都議定書の発効により、我が国は2008～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減する義務を負うことになり、同年4月には「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されました。産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成

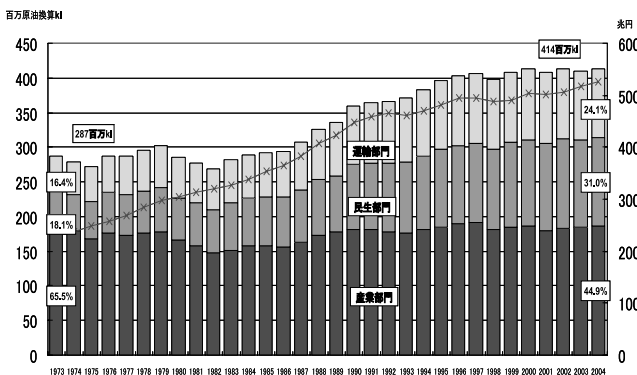
しているところですが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて民生・運輸部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、さらなる省エネルギーを進めることが必要とされています。

2. 省エネルギー対策への支援策

平成19年度におけるNEDOの省エネルギー対策への支援策についてご紹介します。

(1) エネルギー使用合理化事業者支援事業
以下3.にて後述します。

(2) 民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業
民生、運輸部門において、地方公共団体、事業者等の各主体が協力して取り組むことにより相当程度の省エネルギーが見込める事業などを対象とし、新たな省エネルギー手法や設備機器の導入により今後の省エネルギー施策に繋がるモデル事業を行う者に実施に必要な費用を補助します。また、自家用自動車の使用を抑



出典：総合エネルギー統計、国民経済計算年報

(注)総合エネルギー統計の集計手法が改訂されたことにより、1990年度以降の数値は、それ以前の数値とは集計手法が異なることに留意する必要がある。

図—1 我が国の最終エネルギー消費と実績 GDP の推移

制し、公共交通機関への転換を図るための取り組みについても補助します。

(3) 省エネルギー・新エネルギー対策導入促進事業

エネルギーを大量消費する大規模工場等に対する省エネルギー推進の期待は非常に大きく、かつ速効性が求められています。本事業は省エネルギー技術の導入検討に向けた情報提供・普及啓発等について大規模工場等を対象に実施し、省エネルギーの加速的な推進を図ることを目的とします。

(4) 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業

地域レベルでの新エネルギー・省エネルギーの取り組みの円滑化を図るため、地方公共団体等が当該地域における新エネルギー・省エネルギーの導入普及を図るとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーの地域住民への普及啓発を図る上で必要となる「ビジョン」策定に要する費用及びフィージビリティスタディ調査に要する経費を補助します。

(5) 新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業

地域草の根レベルでの効果的な新エネルギー導入や省エネルギー推進の加速化を図るため、営利を目的としない民間団体等が営利目的とせずに行う新エネルギー導入や省エネルギー推進に資する普及啓発事業に要する経費の一部を補助します。

(6) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）

NEDOが指定する省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステム（空調、給湯、断熱、太陽光等発電等の組み合わせ）を事業者（建築主）が戸建住宅に導入する場合には、その経費の一部を補助します。

(7) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）

住宅・建築物高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成）を建築物（オフィスビル等の民生用建築物。ただし、賃貸用の集合住宅は建築物の扱い）に導入する場合にはその経費の一部を補助します。

また、省エネルギーの普及のため導入事例による成果報告会を実施します。

(8) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS<業務用ビルエネルギーマネジメントシステム>導入支援事業）

エネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMSを建築物に導入する場合には、その経費の一部を補助します。

また、省エネルギーの普及のため、導入事例による成果報告会を実施します。

(9) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業

エネルギー供給事業者が主導して地方公共団体等とともに策定した「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画」に基づき実施される省エネルギー設備の導入事業並びに当該導入事業に関して実施される広報等事業について、その必要な経費の一部又は定額を補助します。

3. エネルギー使用合理化事業者支援事業の概要

（平成19年度の概要であり、平成20年度は変更することがあり得ます）。

本事業は、事業者のさらなる省エネルギーを進めるための取組みを強力に支援し、当該事業の実施により投資に対する一定の効果を定量的に実証することで支援プロジェクトの内容を広く普及することにより、他の事業者の一層の省エネルギーの取り組みを促すことを目的とします。

平成19年度においては、以下の項目について重点的に支援を行いました。

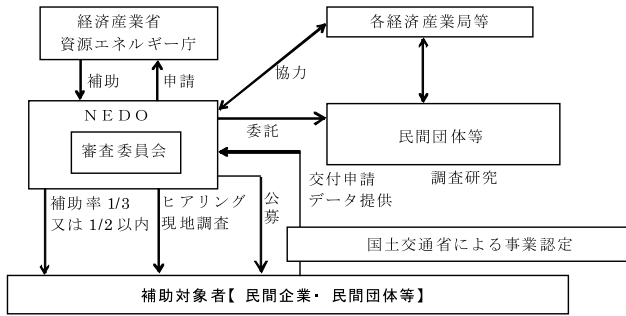
- ・省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業
- ・経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業
- ・ESCO事業
- ・天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業
- ・高性能工業炉の導入事業
- ・複数事業者連携事業
- ・省エネ効果等が相当程度大きく、波及効果が見込まれる大規模省エネルギー設備導入事業

また、国土交通省との連携により、運輸関連事業についても重点的に支援を行いました。

(1) 事業概要

エネルギーを使用して事業を行っている者が、さらなる省エネルギーを推進するための設備・技術を導入する取り組み及び国土交通省等が認定した省エネルギー事業に対し、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

(2) 事業スキーム



図一2 事業スキーム

(3) 補助対象経費

表一1 補助対象経費

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	補助事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等）等）。

(4) 実施の効果

設備導入による省エネルギー効果
約 630,000 kl/年（原油換算）

(5) 事業規模

269.3 億円

(6) 事業の内容

(a) エネルギー使用合理化設備設置に係るもの

①補助対象者

全業種を対象とします。ただし、シェアードESCO事業者及びリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とします。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とします。

②補助対象事業

省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とします。

③審査項目

・政策的意義

省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業、経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業、高性能工業炉導入事業、天然ガス又は石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備導入事業、ESCO事業、複数事業者連携事業、大規模省エネルギー設備導入事業であるかを審査します。

・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果（原油換算）について評価します。

・普及性

費用対効果及び技術の普及性の観点から評価します。

④補助条件

補助率、補助金額上限及び事業期間は表一2のとおりです。

表一2 補助条件

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1/3	5億円/事業	1年度
	複数年度	1/2	15億円/年度	
	大規模事業	1/3		

(b) エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの

①補助対象者

国土交通省等による事前の要件審査・事業認定を受けた省エネルギー事業を実施しようとする者としません。

②補助対象事業

運輸関連事業（a 省エネ型船舶設備及び新船舶へのリプレース、b 輸送機器の適正運行の促進；アイドリングストップ、c 冷蔵倉庫等の省エネ型トランス等の導入、d EMS（エコドライブ管理システム）の普及促進、e 物流事業者等による省エネへの取り組みの支援、f 省エネ型貨物機関車等の導入、g タクシー車両における省エネの推進、h デマンド交通におけるオンデマンドシステムの普及促進、i 高度タクシープールの整備によるアイドリングストップの促進、j 空港内車両のエコカー化促進、k 駐機中航空機用地上動力設備の導入）を対象とします。

また、その他の省庁により認定を受けた省エネルギー

一事業を対象とします。

③確認・評価項目

・政策的意義

関係省庁が認定した省エネルギー事業であるかを確認します。

・省エネ効果

事業実施による省エネルギー効果（原油換算）または機器効率改善率について評価します。

④補助条件

補助率、補助金額上限及び事業期間は表—3のとおりです。

表—3 補助条件

年度	事業	補助率	補助金額上限	事業期間
単年度	単独事業	1/3	5億円/事業	1年度
複数年度				最大4年度

(7) スケジュール（平成19年度1次公募）

公募期間 平成19年3月30日～6月4日

公募説明会 平成19年4月12日～4月24日

審査期間 平成19年6月初旬～7月中旬

交付決定 平成19年8月1日

事業終了 平成20年1月31日

4. おわりに

これまで、エネルギー多消費産業が多く立地するコンビナート等での大規模省エネルギー事業、事業所の枠を超えたエネルギー相互融通による複数連携省エネルギー事業に加え、国土交通省等との他省庁連携により運輸部門等への省エネルギー事業への支援を実施してきたところです。

今後は、京都議定書第一約束期間の6%削減の確実な達成に向けた短期対策として、産業間連携等により、産業部門におけるさらなる省エネルギーが推進されるよう、また、エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門においては、実効性のある省エネルギー施策が推進されるよう導入普及事業を引き続き適切に実施してまいります。

JICMA

建設の施工企画 2006年バックナンバー

平成18年1月号（第671号）～平成18年12月号（第682号）

1月号（第671号）

夢特集

5月号（第675号）

施工現場の安全特集

10月号（第680号）

情報化施工とIT特集

2月号（第672号）

環境特集 温暖化防止に向けて（大気汚染防止・軽減）特集

6月号（第676号）

リサイクル特集

11月号（第681号）

ロボット・無人化施工特集

3月号（第673号）

環境特集 環境改善（水質浄化・土壌浄化）

7月号（第677号）

防災特集

12月号（第682号）

基礎工事特集

4月号（第674号）

特集 品確法 公共工事の品質確保

8月号（第678号）

標準化特集

■体裁 A4判

■定価 各1部840円
（本体800円）

9月号（第679号）

維持管理・延命化・長寿命化特集

■送料 100円

社団法人 日本建設機械化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（機械振興会館）

Tel. 03 (3433) 1501 Fax. 03 (3432) 0289 <http://www.jcmanet.or.jp>